

## 登録免許税軽減措置の税率改定及び適用期限延長について

信用保証協会が設定する（根）抵当権の登記等に対する登録免許税は、通常税率では設定金額の1000分の4のところ、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」により軽減税率（1000分の1）が適用されています。

今般、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）」により「租税特別措置法」が改正され、登録免許税軽減措置の税率は平成23年7月1日から平成25年3月31日までの間、1000分の1.5に改定されることとなりました。